

受益者のみなさまへ

土地改良事業の対象となる農地は、原則として農用地区域に設定されており、農用地区域からの除外、農地転用が制限されます。

また、土地改良事業計画が確定してから事業完了後8年を経過するまで、原則として農用地区域からの除外、農地転用はできません。

農振除外・農地転用に関するQ & A

Q. 農用地区域からの除外の要件に「土地改良事業完了後8年を経過していること」とありますが、その期間はいつからいつまでですか？

A. 土地改良事業の対象地となった時点から、当該事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年までとなります。

Q. 土地改良事業が完了して8年を経過すれば、必ず除外できるのですか？

A. 除外するためには、農振法第13条第2項の要件を全て満たす必要があります。（下記参照）

Q. 除外要件を満たし、農用地区域から除外されれば、農地を転用できるのですか？

A. 農地を転用するためには、除外後、農地法に基づく農地転用許可を受ける必要がありますので、農業委員会へお問合せください。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 【農地転用のための農用地区域からの除外の要件】

- 1 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- 2 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 土地改良事業完了後8年を経過していること